

三洋貿易株式会社定款

第一章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、三洋貿易株式会社と称し、英文では Sanyo Trading Co., Ltd.と表示する。

第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 一 下記物品に関する輸出入、販売およびリースならびにその問屋業および代理業
 - イ ゴム類、樹脂類およびその他有機・無機・金属系原材料ならびにそれらの加工機械、金型および部品
 - ロ 化学品類、農薬、香料、食品添加物、化粧品、医療用具、毒物、劇物、医薬部外品、動物用医薬品、医薬品およびその原材料、工業ガスおよび工業ガス機器関連部品
 - ハ 食品用・飼料用・肥料用・環境対策用・廃棄物処理用・燃焼用機械、建設用・防災用・紡績用・接着用・印刷用機械、化学品製造機械、精密電子部品加工機械ならびにそれらの部品
 - ニ 自動車、車両、船舶ならびにそれらの部品
 - ホ 精密測定機器および精密分析機器、電子機器ならびにそれらの部品
 - ヘ 食品類、種苗、水産物、農畜産物、飼料、肥料、たばこ、酒類
 - ト 石油、地熱および海洋開発機器・資材
 - チ 皮革および皮革製品
 - リ 金属ならびに非金属鉱産物、非鉄金属、金物類
 - ヌ 害虫防除のための有益昆虫、農畜産および厩舎用資材、土壤改良資材
 - ル 織維類、和洋家具、家庭用電気製品、装飾品
 - ヲ 雑貨
 - ワ 発電設備・資材
 - カ ソフトウェアおよび解析データ等の無体財産権
- 二 ゴム類、精密測定機器および精密分析機器の製造加工業
- 三 不動産賃貸借業
- 四 飼料用、肥料用および廃棄物処理用機械、精密測定機器および精密分析機器の設計・製作・加工・修理、据付工事請負ならびに賃貸借および管理業
- 五 建設工事の設計監理および請負業
- 六 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業

- 七 石油、地熱および海洋開発に関する技術サービス・機器のレンタル業務
- 八 分析・計測機器の研究開発、関連ソフトウェアの開発およびコンサルティング業務
- 九 運送代理店業および倉庫業
- 十 発電設備・資材に関する技術サービスおよび製造加工業
- 十一 再生可能エネルギー発電による売電業
- 十二 労働者派遣事業
- 十三 前各号に付帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条 (機 関)

当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 一 取締役会
- 二 監査等委員会
- 三 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告が困難な場合には、日本経済新聞に掲載する。

第二章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、4,000 万株とする。

第7条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式市場取引等により取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 一 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 二 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利。

第10条 (株主名簿管理人)

- ① 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第11条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第三章 株 主 総 会

第12条 (招 集)

定時株主総会は毎年12月に招集し、臨時株主総会は必要あるごとに招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

第14条 (議 長)

- ① 株主総会は、社長が議長となる。
- ② 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

第15条 (決議の方法)

- ① 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第16条 (議決権の代理行使)

- ① 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権

を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条 (議事録)

株主総会の議事は、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第18条 (電子提供措置等)

- ①当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第四章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

第19条 (員 数)

- ①当会社の取締役(監査等委員である者を除く。)は 9 名以内とする。
- ②当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

第20条 (選 任)

- ① 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は累積投票によらない。

第21条 (任 期)

- ① 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 (代表取締役および役付取締役等)

- ① 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である者を除く。)の中

から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である者を除く。)または執行役員のうち1名を社長に選定する。
- ③ 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役相談役各1名ならびに他の役付取締役を選定することができる。

第23条 (取締役会の招集権者および議長)

- ① 取締役会長は取締役会を招集し、議長となる。
- ② 取締役会長職が空席または取締役会長に事故あるときは取締役会にてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 (取締役会の招集通知)

- ① 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の4日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 取締役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 (取締役会の決議方法)

- ① 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- ② 前項の規定にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条 (取締役会の議事録)

取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

第27条 (取締役への委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第28条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第30条 (取締役の責任限定)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

第31条 (執行役員)

- ① 取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。
- ② 取締役会の決議によって執行役員の中から役付執行役員を選定することができる。

第32条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

第33条 (監査等委員会の招集通知)

- ① 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 4 日前までにこれを発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 監査等委員の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第34条 (監査等委員会の決議方法)

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第35条 (監査等委員会の議事録)

監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

第36条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第五章 計 算

第37条 (事業年度)

当会社の事業年度は毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

第38条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

第39条 (剰余金の配当の基準日)

- ① 当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
- ③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条 (配当金の除斥期間)

- ① 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- ② 未払いの剰余金の配当に対しては、利息をつけない。

(附 則)

- ① 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下、「施行日」という。)から 6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
- ② 本附則は、施行日から 6か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

注 昭和 50 年 11 月 28 日改訂
昭和 51 年 12 月 27 日改訂
昭和 52 年 12 月 27 日改訂
昭和 54 年 12 月 25 日改訂
昭和 63 年 12 月 16 日改訂

平成 3年 12月 19日改訂
平成 6年 12月 21日改訂
平成 7年 12月 21日改訂
平成 8年 12月 19日改訂
平成 9年 12月 18日改訂
平成 10年 12月 17日改訂
平成 11年 12月 21日改訂
平成 12年 12月 21日改訂
平成 13年 12月 21日改訂
平成 14年 12月 19日改訂
平成 15年 12月 19日改訂
平成 16年 12月 21日改訂

2006年 12月 22日改訂
2007年 12月 21日改訂
2008年 12月 19日改訂
2009年 12月 18日改訂
2010年 12月 22日改訂
2011年 12月 20日改訂
2012年 12月 19日改訂
2013年 12月 18日改訂
2014年 12月 18日改訂
2015年 12月 17日改訂
2017年 12月 20日改訂
2018年 12月 20日改訂
2022年 12月 22日改訂
2025年 12月 18日改訂